

# 障害者福祉施設従事者等における 障害者虐待防止について

神戸市福祉局監査指導部





# 目次

Agenda

- 01 障害者虐待防止法
- 02 神戸市の虐待認定の状況
- 03 虐待防止の取り組み
- 04 障害者虐待防止対策の強化について



障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月1日施行）

## 第1条 目的

障害者に対して、障害者の尊厳を害する虐待を防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障害者の保護、自立の支援、さらに養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益を擁護する。

⇒虐待を行った者・施設を罰する目的ではない

## 第2条第1項 障害者の定義

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- その他、心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

※障害者手帳の取得の有無は問わない

※18歳未満のものも含まれる



## 第2条第2項 障害者の定義

- 養護者による障害者虐待
- **障害者福祉施設従事者等による障害者虐待※**
- 使用者による障害者虐待

※障害者支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業に従事する者、  
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業に従事する者による虐待

## 第3条 障害者に対する虐待の禁止

- 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

## 第15条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

- 障害者福祉施設従事者等の研修の実施
- 苦情の処理体制の整備
- その他、障害者虐待の防止等のための措置

| 区 分   | 内 容 と 具 体 例  |
|-------|--|
| 身体的虐待 | <p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる</li> <li>・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)</li> </ul>   |
| 性的虐待  | <p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する</li> </ul>   |
| 心理的虐待 | <p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する</li> </ul>   |
| 放棄・放置 | <p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> </ul> |
| 経済的虐待 | <p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。</li> </ul>   |

# 虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
- ③ 心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
- ④ ネグレクト：保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

## =障害者虐待に関する主な事件（市内）=

### ◆神戸市北区の放課後等デイサービス事業所での暴行（令和2年）【施設内虐待】

令和2年9月7日、放課後等デイサービス事業所の管理者および従業員が、利用児童の頬を叩くなどの暴行容疑で逮捕。暴行罪に問われた施設長は、懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年）判決

### ◆神戸市中央区の放課後等デイサービス事業所でのわいせつ（令和4年）【施設内虐待】

令和4年5月16日、放課後等デイサービス事業所の従業員が、利用女児の体を触るなどのわいせつな行為を行い、強制わいせつ罪で逮捕。懲役3年、執行猶予5年判決



## ◆カリタスの家事件（平成16年発覚） 【施設内虐待】

福岡県にある知的障害者更生施設で、職員により、袋に入れてたたき、とうがらしを目にすり込む、熱湯を口に流し込むなどの様々な虐待が行われた。

## ◆千葉県立の障害者支援施設での死亡事故（平成25年11月） 【施設内虐待】

施設の利用者が職員の暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡する事件があった。これを受け、県が調査を行った結果、15人の職員が23人の利用者に対して虐待を行っていたことが判明した。

## ◆神奈川県立障害者支援施設での虐待（令和6年） 【施設内虐待】

複数の入所者に対して、複数の職員が令和4年度までの約8年間に暴力をふるう、自慰行為を強要するなどの行為を繰り返し行っていたことが、第三者委員会の調査により判明した。

## ◆岐阜県立障害者支援施設での虐待（令和7年） 【施設内虐待】

複数の入所者に対して、職員14人が令和6年7月から10月にかけて、食事をこぼすなどした利用者の顔や頭を叩いたり、服薬時に足を蹴るなど18人の利用者、合わせて40件の暴力行為をしていた。

# 障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。



| 虐待者              |                    | 通報窓口   |
|------------------|--------------------|--|
| 障害者支援施設等の従事者     |                    | 神戸市障害者虐待防止センター<br>☎ 078-731-0101<br>FAX 078-731-0801<br>[24時間365日対応] |
| 障害者を雇用する事業主(使用者) |                    |  |
| 保護者(養護者)         | 18歳以上の障害者に対する虐待の場合 | 神戸市こども家庭センター<br>☎ 078-599-7300<br>[平日8時45分から17時30分まで]                |
|                  | 18歳未満の障害児に対する虐待の場合 | 児童相談所虐待対応ダイヤル 全国共通・無料<br>☎189(いち・はやく)                                |
|                  |                    | 各区役所こども家庭支援室   |



# 目次

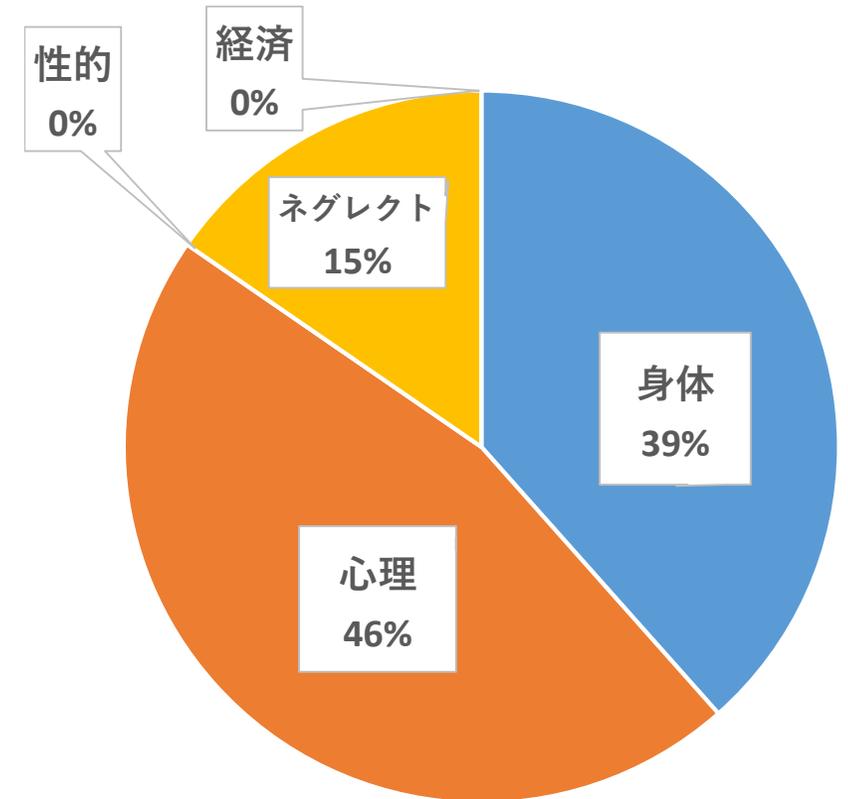
## Agenda

- 01 障害者虐待防止法について
- 02 神戸市の虐待判断の状況
- 03 虐待防止の取り組み
- 04 障害者虐待防止対策の強化について

## < 通報件数・認定件数の推移 >

| 障害者虐待 | 国            |              | 兵庫県        |           | 神戸市       |           |
|-------|--------------|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|
|       | 通報           | 判断           | 通報         | 判断        | 通報        | 判断        |
| R3    | 3,208        | 699          | 145        | 31        | 48        | 7         |
| R4    | 4,104        | 956          | 174        | 43        | 48        | 8         |
| R5    | 5,618        | 1,194        | 251        | 59        | 44        | 21        |
| R6    | <b>5,870</b> | <b>1,267</b> | <b>229</b> | <b>48</b> | <b>29</b> | <b>13</b> |

## < R6年度神戸市虐待判断内訳 >





# 目次

## Agenda

- 01 障害者虐待防止法について
- 02 神戸市の虐待状況
- 03 虐待防止の取り組み**
- 04 障害者虐待防止対策の強化について

## 1 速やかに市町村に通報する

- ✓ 市町村に通報することなく施設等の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうことは**通報義務違反**にあたります。
- ✓ 通報した上で行政と連携して対応してください。

## 2 市町村・都道府県による事実確認への協力

行政からの指導に従い、速やかに事実確認を行ってください。

## 3 虐待を受けた障害者や家族への対応

- ✓ **虐待を受けた利用者の安全確保を最優先し、利用者が安心できる環境を確保する。**
- ✓ 事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対し、謝罪も含めて誠意ある対応を行ってください。
- ✓ 事案内容により、役員同席のうえ、家族会を開催し、信頼回復に努めてください。

### 通報者の保護

通報等をしたことを理由に従業者等に**解雇その他不利益な取り扱いをしないこと！**



## 4 原因の分析と再発防止

- ✓ 虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら防ぐことができたのか分析する
- ✓ 分析には虐待防止委員会、第三者的立場の有識者による検証委員会を活用
- ✓ 行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けて、改善に取り組む

## 5 個別支援計画の見直し

- ✓ 利用者の意思と人格を尊重し、家族、担当職員等と事実を共有、分析して個別支援計画を策定
- ✓ 行政職員による改善指導や有識者による指導・助言を受けることで虐待の再発を防ぎ、適切な支援を行う

## 6 虐待をした職員や役員の処分等

- ✓ 労働関係法規及び法人の就業規則等に基づき、法人として責任の所在に応じた処分
- ✓ 処分を受けた者への虐待防止等に関する研修、再発防止対策



法人役員や管理者などが障害者虐待に関する正しい理解と認識を持ち、組織として虐待防止のための以下のような取組みを進めることが重要です。

|                 |   |
|-----------------|---|
| <b>支援の提供</b>    | 各利用者の障害特性と日々の状態を十分に把握し、それぞれの特性等を踏まえた適切な支援に努める   |
| <b>支援に注意を払う</b> | 同性による介護を促進するとともに、居室等、従業者と利用者が1対1になりやすい環境での支援には十分な注意を払う  |
| <b>従業者への周知</b>  | 障害福祉施設等での虐待を発見した時には、従業者に通報義務があることを周知徹底する  |
| <b>職場環境の整備</b>  | <ul style="list-style-type: none"><li>従業者が支援に関する悩みを相談できる体制を整備する</li><li>従業者同士がコミュニケーションを図りやすい環境を整備する</li></ul>                      |
| <b>研修の受講</b>    | <ul style="list-style-type: none"><li>兵庫県・神戸市や各種団体が実施する障害者虐待防止研修などへ積極的に従業者を参加させる</li><li>すべての従業者を対象に人権擁護・虐待防止研修を年1回以上実施する</li></ul> |



# 目次

## Agenda

- 01 障害者虐待防止法について
- 02 神戸市の虐待状況
- 03 虐待防止の取り組み
- 04 障害者虐待防止対策の強化について**

## 障害者虐待の防止・権利擁護

### 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービス含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）  
就労洗濯支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、  
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ② 身体拘束適正化委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施すること。

## 虐待防止のための委員会の3つの役割

**第1 「虐待防止のための体制づくり」**

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

**第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」**

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

**第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」**

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

# 法人・施設等における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会

委員長: 管理者  
委員: 虐待防止マネジャー  
(サービス管理責任者等)  
看護師・事務長  
利用者や家族の代表者  
苦情解決第三者委員など

### 虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

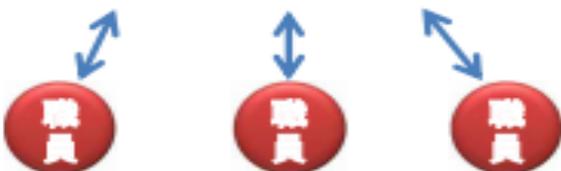
### 各部署・事業所

#### 虐待防止マネジャー

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

#### 虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等



### 各部署

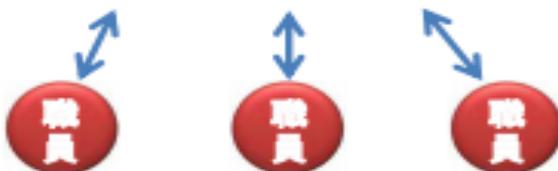
### 事業所

#### 虐待防止マネジャー

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

#### 虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等



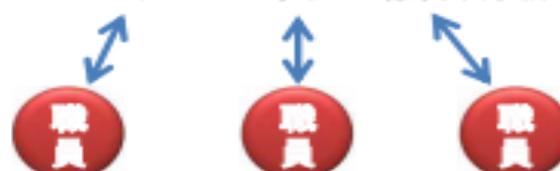
### 各部署・事業所

#### 虐待防止マネジャー

各部署の責任者  
サービス管理責任者など

#### 虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等



# 虐待防止チェックリスト

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)」のP45「参考資料」に掲載

## 施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

### B：職員セルフチェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

| ＜チェック項目＞   | チェック欄  |
|--|--|
| 1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に言い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。  | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。                              | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。                                      | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。     | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。   | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。  | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。   | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。   | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。   | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |

## ○施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト（※4）

### A：体制整備チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

#### 【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

| 項目  | チェック欄   |
|---|---|
| 1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。                              | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができています。                 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。                     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。       | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。                       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。 | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している。                 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。                   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |

#### 【職員への意識啓発、研修】

|  |   |
|--|---|
| 10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。                        | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。               | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。                  | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 13. 「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 14. 「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。    | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |



## 💡 考えられる研修

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 人権意識を高める     | 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修 |
| 職場の環境づくり     | 職員のメンタルヘルスや風通しのよい職場作りのための研修         |
| 支援の質の向上      | 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修 |
| 個別支援計画の内容を強化 | 個別支援計画の内容を充実強化するための研修（事例検討）         |

## 研修を実施する上での留意点

- 支援員に限らず、調理員や運転手、事務職員等の関係者に対しても研修を実施
- 職場内研修（OJT）と職場外研修（Off JT）の適切な組み合わせによる実施
- 年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行い、研修の実施内容を検証し、評価を行う

## 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組。

### やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、

- ・ 緊急やむを得ない場合を除き身体を拘束等を行ってはならないと規定している。
- ・ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないと規定している。

### 緊急やむを得ない場合

以下の全てを満たす場合を「緊急やむを得ない場合」という。

- ① 切迫性  
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性  
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性  
身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

# やむを得ず身体拘束を行うときの手続き



## 以下の必要な事項を記録

- ・ 身体拘束の態様と時間
- ・ その際の利用者の心身の状況
- ・ 緊急やむを得ない理由など

身体拘束の態様と時間、  
緊急やむを得ない理由  
(3要件)、身体拘束解  
消の方針を記載



個別支援会議等で組織として  
身体拘束を行うか否か検討

本人や家族に十分説明をし、  
了解を得ることが必要



## ○障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取り組み事例集(令和4年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>

## ○障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚労省 令和6年7月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

## ○【別冊】職場内虐待防止研修用冊子(厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

## ○虐待防止研修の進め方ハンドブック(神戸市)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/fukushi/carenet/koreshagyakutai/gyakutaibousihou>

- 管理者や虐待研修担当者による、利用者・入所者への虐待や不適切なケア防止のための職場内研修の進め方を紹介しています。施設や事業所の職員向け虐待防止研修を実施する際にご活用ください

## ○「ハウデイノトリセツ」(神戸市)(令和5年9月出版)

- 運営の基準や注意点等を分かりやすく解説した書籍「ハウデイノトリセツ」を出版しました
- 神戸市HPでは「運営フォローアップ」として掲載しています

<https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shougaijshienn.html>

- 虐待防止や身体拘束適正化についても解説していますので、法人内に対象事業所があれば、ぜひご活用ください